

## 見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和8年4月28日

支出負担行為担当官  
東北管区警察学校庶務部会計課長  
櫻井 康治

### 記

#### 1 契約の内容

- (1) 契約件名 一般定期健康診断の委託
- (2) 契約内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 実施機関の診療所等施設（多賀城市近隣市町村）又は健診車による当校敷地内（多賀城市丸山一丁目1-1）
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和9年2月26日

#### 2 見積書の提出

- (1) 提出期限  
令和8年5月19日（火） 17時15分まで  
※見積書の提出は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「(契約件名) の見積書在中」と記載してください。
- (2) 見積金額  
見積金額は、「一般定期健康診断の委託」を一式とし、総額（消費税込）を記載すること。ただし、最低価格の見積書を提出した場合には、別途内訳書の提出を求める。
- (3) 提出場所  
〒985-0834 宮城県多賀城市丸山1丁目1番1号  
東北管区警察学校庶務部 会計課 調達管財係 宛

#### 3 契約書等作成の要否 要

#### 4 支払条件

履行完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

#### 5 その他

- (1) 履行完了までに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) その他詳細については、担当係の指示に従うこと。

#### 6 問い合わせ先

東北管区警察学校庶務部会計課調達管財係  
電話022-366-2121（代表）

見積書（作成例）

**[見積書記載要領]**  
 各社の見積書で結構ですが、以下のポイントを確認し作成してください。

見 積 書

見積書提出日を記載してください。

令和    年    月    日

東北管区警察学校    殿

下記のとおり見積り申し上げます。

例：  
 仙台市\*\*区\*丁目\*-\*  
 株式会社\*\*\*  
 代表取締役\*\*\*\*

社印

  
 社名・住所    電話  
 代表者職名    代表者名


消費税込の見積額を記載

合計金額    ¥〇〇, 〇〇〇-    (消費税込)

※押印省略可

※押印を省略する場合は、必ず代表者及び担当者氏名、連絡先を記載してください。

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
一般定期健康診断の委託		1 式	〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
消費税				〇, 〇〇〇
合 計				〇〇, 〇〇〇

消費税は円未満切り捨て

## 仕 様 書

- 1 契約件名  
一般定期健康診断の委託
- 2 対象者数、検査項目及び検査内容  
別添のとおり  
※ ただし、対象者数は見込みであり、変更になる場合がある。
- 3 実施場所  
実施機関の診療所等施設（多賀城市近隣市町村）又は健診車による当校敷地内（多賀城市丸山一丁目1-1）
- 4 実施予定期間  
契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで
- 5 履行期限  
令和9年2月26日（金）
- 6 実施方法等
  - (1) 健康診断実施日の10日前までに、受診票、検体採取容器等、受診に必要とされる物品等を当校（多賀城市丸山一丁目1-1）に納入すること。
  - (2) 受診票に記載する年齢及び検査項目別受診対象年齢は、全て令和9年3月31日現在とすること。
  - (3) 問診票による聴取項目は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の必須項目を含むものとする。
  - (4) 「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（一般社団法人日本総合健診医学会等）に基づく感染防止措置を講じること。
- 7 提出物
  - (1) 各人の健康診断終了後、下記の提出物を速やかに提出すること。  
個人結果通知票 2部（封入された個人用及び所属用）
  - (2) 個人結果通知票に治療中の疾患等、問診票のデータを明記すること。
  - (3) 個人結果通知票は、電算処理により行うこととし、項目別判定結果及び総合判定結果（以下「判定」という。）を明記すること。
  - (4) 個人結果通知票に判定を実施した医師の名前を明記すること。
  - (5) 個人結果通知票は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の結果処理に対応することができるようにすること。
  - (6) 個人結果通知票は、他人が容易に内容を確認できないような通知形式とすること。
- 8 健康診断結果後の措置等
  - (1) 健康診断において、VDT問診票検査にて異常が認められる場合は、二次検査を行えるよう措置をとること。なお、二次検査の項目は別添のとおりとする。
  - (2) 上記事項にかかわらず、緊急に精査、治療を要する検査所見があった場合は、速やかに当校担当者に報告すること。
- 9 履行の確認  
対象者全員の健康診断実施終了後、当校担当者による確認をもって履行完了とする。

## 10 留意事項

- (1) 健康診断の実施時期等について、事前に当校担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 実施機関の担当者及び連絡先については、契約後速やかに当校担当者に通知すること。
- (3) 検査を他の機関に委託する場合は、委託の内容について、予め当校担当者と協議して承認を得ること。
- (4) 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。
- (5) 業務実施にあたり提供する個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (6) 項目2に定めのない検査項目については、警察共済組合宮城県支部（以下「共済組合」という。）との契約に基づいて実施する予定である。その健康診断結果の提出方法及び請求等については、共済組合の指示によるものとする。

## 11 一般事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上、当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (2) 本契約に関し、委託者受託者間で紛争又は疑義が生じたときは、双方で協議して解決するものとする。
- (3) 受託者は本仕様について疑義のあるときは、担当者に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約代金以外で、本契約を履行するにあたり必要となる費用等は、全て受託者が負担すること。

検査項目	検査内容	対象者	人数
一般定期 健康診断	問診（既往歴、業務歴）	全職員	49
	身長、体重、腹囲、視力、聴力、肥満度	全職員	49
	自覚症状及び他覚症状の有無	全職員	49
	胸部エックス線	全職員	49
	喀痰細胞診	40歳以上で喫煙調査で該当があった職員	3
	血圧	全職員	49
	尿検査（蛋白、糖）	全職員	49
	心電図検査	35歳及び40歳以上の職員	43
	血液生化学検査（血糖、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）	35歳及び40歳以上の職員	43
	貧血検査（血液学的検査：血色素量、赤血球数、ヘマトクリット）	35歳及び40歳以上の職員	43
	肝機能検査（血液生化学検査：GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）	35歳及び40歳以上の職員	43
	胃部内視鏡検査	50歳以上の偶数年齢職員	11
胃部エックス線検査	50歳以上の偶数年齢職員	3	
便潜血反応検査	40歳以上の職員	43	
V D T 検診	問診票検査（下記検査の選別検査）	V D T 作業従事職員	48
	業務歴の調査 既往歴の調査 自覚症状の有無の調査 （眼疲労を主とする眼器に関する症状、上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状） 眼科学的検査 （遠見視力の検査、近見視力の検査、屈折検査、眼位検査、調節機能検査） 筋骨格系に関する検査 （上肢の運動機能、圧痛点等の検査）	上記問診票にて異常がある職員	48
婦人科検診	乳がん検診（問診、超音波）	39歳以下の女性職員	2
	乳がん検診（問診、マンモグラフィー2方向）	40歳以上の女性職員	9
	子宮がん検診（問診、頸部細胞診）	女性職員	11

※ 仕様書に示す検査項目より多くの検査を実施する方が安価な場合は、医療機関の意思である旨を記載した書面を別途提出すること。

（例）尿検査において、仕様書上は「蛋白及び糖」としているが、医療機関は、尿検査を「蛋白、糖、潜血反応」と提案。

※ 胃部エックス線検査については、個人の体質等の理由により、胃部内視鏡検査を受けることが困難な場合は、選択できるものとする。

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部 会計課長 櫻井 康治を「甲」、受託者 を「乙」とし、個人情報取扱特記事項について、以下のとおりとする。

### (個人情報保護の基本原則)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者、担当者)

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (派遣労働者)

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

### (秘密の保持)

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (再委託の制限等)

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。

また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 11 項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（収集の制限）

- 第 7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第 8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（従事者への周知）

- 第 9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

（従事者の監督）

- 第 10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（複写又は複製及び加工の禁止）

- 第 11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第 12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

第 13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認、検査)

第 15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

- 第 16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

- 第 17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第 18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。